

郵便はがき

料金受取人払郵便

多摩局承認

298

差出有効期間
令和9年2月
9日まで

(郵便切手不要)

206-8790

301

東京都稲城市東長沼
2111番地

稲城市役所 収納課 行



約 定

- 1 貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、市の指定する納付期限に請求書記載金額を預金口座から引落としの上、支払ってください。この場合、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、貴店所定の方法で処理してください。
- 2 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるとときは、私に通知することなく、請求書を返却して差し支えありません。
- 3 この契約を解約するときは、私から貴店に書面により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものと取り扱って差し支えありません。この場合私への通知は不要です。
- 4 この契約について仮に疑義が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店には迷惑をかけません。
- 5 この預金口座振替について、領収書は請求しません。

※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

稲城市との契約

- 1 この預金口座振替について、登録完了の通知、振替済の通知及び領収書は請求しません。
- 2 還付事由が生じた時は、その還付金をこの口座振替依頼書・自動払込利用申込書に記載した口座に振り込んでください。（ただし、この口座振替依頼書・自動払込利用申込書に記載した口座以外の口座への振込みを希望する場合は、市税・国保税還付金振込口座登録依頼書により、受取り口座を指定します。）